

お知らせ

ゴールデンウィーク期間中の診療について

2019年 ゴールデンウィーク期間中の

4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）

を外来診療日といたします。

4月				5月					
27 (土)	28 (日)	29 (月) 祝日	30 (火) 祝日	1 (水) 祝日	2 (木) 祝日	3 (金) 祝日	4 (土) 祝日	5 (日) 祝日	6 (月) 祝日
診療	休診	休診	診療	診療	診療	休診	休診	休診	休診

◆ 診療日となる国民の祝日 ◆

4月30日（火）

5月 1日（水） 天皇の即位の日

5月 2日（木）

※4月27日（土）は第4土曜日のため通常診療日です